

「自主ルール適合マーク」 を確認してください。



日管協



このマークの保証契約なら安心です。

本マークは、公益法人による唯一の**家賃債務保証業界団体**である、家賃債務保証事業者協議会が家賃債務保証業者と借主間で使用する契約書(家を借りる人が家賃を万が一支払えなかった際に保証会社が一時的に家賃を代わりに支払う契約)の確認を行い、「業務適正化に係る自主ルール」に適合していると認められたものであることを視覚的にわかるようにしたものです。

家賃債務保証事業者協議会が認めた契約書を使用している保証会社が一目で判断できるため、本マークの利用を推進しています。

ぜひ、ご自身が契約している保証会社で使われているか確認してみてください。

※家賃債務保証事業者協議会は、自主ルールによって適正な業務を推進し、業界の普及・発展を目的とした日本で唯一の公益法人による家賃債務保証業界団体です。

安心な保証会社か、ここでチェック!



●名刺の印字 ●ホームページ ●事務所での掲示 ●契約書等

もしもの時の

債務発生時に以下のことはいたしません

家賃債務保証事業の適正な業務運営に関する基準を定めた自主ルールでは以下のことを禁止しています。

- 滞納事実を第三者に明らかにすること
- 午後9時から午前8時までの間の電話や訪問による督促行為をすること
- 居室内へ無許可で立ち入ること
- 賃貸借契約上の解除権を代理行使すること
- 物件の明渡し完了前に動産の搬出・処分を行うこと



公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

家賃債務保証事業者協議会の活動目的



- ①家賃債務保証事業に係る調査・研究や業務適正化に係る自主ルールの作成・遵守等により、家賃債務保証事業の健全な発展を促進する。
- ②賃貸住宅への入居手続きの円滑化・合理化等を目的に「家賃債務保証事業」の普及を図る。
- ③国・地方公共団体等が行う賃貸住宅施策に協力する。

● 家賃債務保証の役割

家賃債務保証は入居希望者が賃貸住宅を借りやすくするための制度です。

家賃債務保証とは、入居希望者が賃貸住宅の契約を締結する場合に、保証会社*が借主の連帯保証人に近い役割を果たす制度です。借主が賃貸借契約の期間中に家賃等を滞納した場合に、保証会社が一定範囲内で立て替えます。

*保証会社や信販会社等を指します。

- 連帯保証人がいなくても希望の物件が借りやすく。
- 家賃債務保証の利用により、貸主との信頼関係が向上。

- 家賃債務保証により、物件を希望者に貸しやすく。
- 賃貸経営がより安定的に。

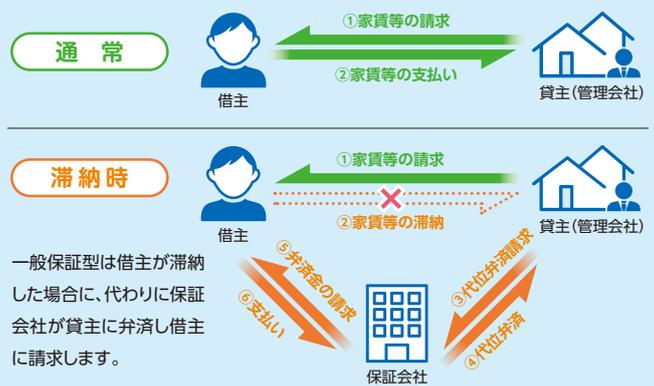


※家賃債務保証の仕組み

保証の仕組みは、契約形態により支払先などが異なります。

家賃債務保証の仕組みには、主に2種類あります。一つは、借主が家賃を滞納してしまった場合に、保証会社が貸主に弁済し、その後保証会社が借主に弁済金を請求する一般保証型。または、借主からの委託に基づき、滞納時でなくとも保証会社が毎月貸主に家賃を支払い、立替金を請求する支払委託型があります。

一般保証型 滞納した場合のみ発生



支払委託型



保証会社をお選びの際は、「家賃債務保証事業者協議会」の会員保証会社にお任せください。

自主ルール



(公財)日本賃貸住宅管理協会
家賃債務保証事業者協議会

家賃債務保証事業者協議会では、賃借人及び賃貸人の利益保護を図るため、会員に業務適正化に係る自主ルールを定めています。

保証の申込審査に当たっては、公正に審査を行います。

業務ルールを定め、契約者に対しルールに準じた適正な督促を行います。

協議会の基準に則った保証の契約書を契約者に交付します。

公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
家賃債務保証事業者協議会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サビアタワー18階 / E-Mail kanri@jpm.jp

日管協
ホーム
ページ
<https://www.jpm.jp>



家賃債務保証
事業者協議会
ホームページ
<https://www.jpm.jp/hoshou>



家賃債務保証事業者協議会会員企業